改 出 殊					
送信設備 別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとお。第十四条(空中線電力の許容偏差は、次の表の上(空中線電力の許容偏差は、次の表の上		- 4) - 4) - 7 8 (パ - 編 <u> </u>	M	送信設備 上で、一七ン上限(。上限(。上限(。上限(。」に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げ至中線電力の計容偏差)	存 儷 粃
〜 代 (盤)	(盤)	(盤)		~ 代 (と と と と と と と と と と と と と と と と と と	(盤)
七 次に掲げる送信設備	110	4 0		次に掲げる送信設備 二〇	<u> </u>
○ 九五二融を超えれ五六・四部以下の				一 九五二 呱 を超え九五四 岷 以下の周波	
周波数の電波を使用する構内無線局の				数の電波を使用する構内無線局の送信	
※ 一				<u> </u>	
<u>(二 九五〇・八 堀 を超えれ五七・六 堀以)。</u>				(二) 九五○〜 を超え九五六〜 町以下の周汝	
下の周波数の電波を使用する特定小電				数の電波を使用する特定小電力無線局	
力無線局の送信設備				の液信設備	
<u>三 二、四〇〇 郡以上二、四八三・五 郡以</u>				<u>〔〕 11、四○○ 概以上二、四八三・五 概以</u>	
下の周波数の電波を使用する特定小電				下の周波数の電波を使用する特定小電	
力無線局の送信設備であって周波数ホーの周波数の電波を作用する。単の自然を				力無線局の送信設備であつて周波数ホーの周波数の電波を作用する作用は	
ッピング方式を用いるもの				ッピング方式を用いるもの	
◎ 小電力データ通信システムの無線局				図 小電力データ通信システムの無線局	
の送信設備(五、四七〇 邸 を超え五、七				の送信設備(五、四七〇 毗 を超え五、七	
もの分除へ。)				ものが深く。)	
□ 日 出 部 帯 無 楽 ア ク セ ス ツ ス テ ム の 無 楽				田 田咄 帯無線アクセスシステムの無線	

同の送信設備		
<u>(八五二畑を超えれ五六・四畑以下の</u>		
周波数の電波を使用する簡易無線局の		
送信設備		
<∽十回 (盤)	(器)	(盤)

2 · 8 (器)

(副炊的に発する電波等の限度)

ト以下でなければならない。 似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワッ備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設

2~2 (零)

おりとする。の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるととにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。)用の特定小電力無線局第五十四条第五号トにおいて同じ。)から発射された電波を受信するこび第三号ニ、第四十九条の十四第六号ト、第九号ニ及び第十号へ並びに周波数帯の電波として発射する装置をいう。第四十九条の九第一号ト及数の電波を使用する移動体識別(無線設備が、応答のための装置(無線線局若しくは簡易無線局又は九五二 呱を超え九五七・六 與以下の周波対 九五二 呱を超え九五六・四 明以下の周波数の電波を使用する構内無

周 波 数 帯	副次的に発する電波の限度
九一用景以下	(1)五四デシベル(一ミリワットを(デシベー任意の一〇〇 凪の帯域幅における平均電力が
	値がとする。以下この表において同じ。)以下の
四五郎以下十一五郎を超え九	大一デシベル以下の値任意の一때の帯域幅における平均電力が(1)

同の送信設備		
<∽+団 (盤)	(盤)	(盤)

2 · 6 (器)

(副炊的に発する電波等の限度)

ト以下でなければならない。似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が四ナノワツ側の幾能に支障を与えない限度は、受信空中線と電気的常数の等しい疑第二十四条 法第二十九条に規定する副次的に発する電波が他の無線設

2~2 (番)

ず、次の表に定めるとおりとする。 用の特定小電力無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわられた電波を受信することにより行う移動体の識別をいう。以下同じ。) 条の十四第六号下、第九号二及び第十号へにおいて同じ。)から発射さする装置をいう。第四十九条の九第一号ト及び第三号二並びに第四十九作動し、その受信電力の全部又は一部を同一周波数帯の電波として発射識別(無線設備が、応答のための装置(無線設備が発射する電波により目又は九五二胍を超え九五四風以下の周波数の電波を使用する移動体は、九五二胍を超え九五四風以下の周波数の電波を使用する

周 滋 教 帯	副次的に発する電波の限度
九大○ 型以下を除 (七一五型を超え 一、○○○ 型以下	ルとする。以下この表において同じ。)以下の(一) 五四デシベル(一ミリワットを(デシベ任意の一0)版の帯域幅における平均電力が
<u>√°)</u>	<u></u>
四五郎以下七一五郎を超え九	大一デシベル以下の値任意の一 때の帯域幅における平均電力が(I)

五〇型以下 九四五風を超、	(I) 六一デシベル以下の値 <u>任意の一○○四の帯域幅における平均電力が</u>
五八郎以下九五〇四を超、	(I) 五四デシベル以下の値 < <u>任意の一○○四の帯域幅における平均電力が</u>
〇〇〇 配 以下 九五八 配 を超え	(I) ボーデッベル以下の値一、任意の一○○四の帯域幅における平均電力が
1、111年萬以	
、 、 、 、 	
超え一、九一九一、八八四・五二	
超えるもの一、九一九・六四回以下	四七デンベル以下の値 一位意の一個の帯域幅における平均電力が(I)
恵えるもの	因ナラシィオシアの個

15	九五〇・八 凪 を超え九五七・六 凪 以下の周波数の電波を使用する特
)[世-	小電力無線局の受信装置 (前項に規定するものを除く。) については、
無	一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

三	副次的に発する電波の限度
九一〇萬以下	任意の一〇〇四の帯域幅における平均電力が
	ルとする。以下この表において同じ。)以下の(一) 五四デシベル(一ミリワットを(デシベ
	回
七一〇mを超え九	任意の一凪の帯域幅における平均電力が(一)
四五点以下	五五デシベル以下の値
九四五概を超え九	任意の一〇〇凪の帯域幅における平均電力が
HO 馬以下	<u>(I) 五五デシベル以下の値</u>

大〇 MM 九五六 Mg Ap Mg N 九 五六 Mg Ap Mg N 九 七五〇 Mg Ap Mg N 九 七四五 Mg Ap Mg N 九 九四五 Mg Ap Mg N 九	(I) 大 デンベル以下の値 任意の ○○ 凪の帯域幅における平均電力が (I) 五四デンベル以下の値 任意の ○○ 凪の帯域幅における平均電力が (I) 大 デンベル以下の値 (I) 大 デンベル以下の値 任意の ○○ 田の帯域幅における平均電力が
く。) 九・六型以下を除 五型を超え一、九一 るもの(一、八八四・ 一、〇〇回を超え	四七デシベル以下の値任意の一風の帯域幅における平均電力が(I)
超え一、九一九・六一、八八四・五脚を	大一デシベル以下の値任意の一脳の帯域幅における平均電力が(1)

項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。 力無線局の受信装置(前項に規定するものを除く。)については、第一5 九五〇凪を超え九五六凪以下の周波数の電波を使用する特定小電

周 波 教 帯	副次的に発する電波の限度
1、000点以下	任意の一〇〇四の帯域幅における平均電力が
<u>(七一○賦を超え</u>	(1)五四デシベル(一ミリワットを()デシベル
九六〇堀以下を除	とする。以下この表において同じ。)以下の値
<u>√°)</u>	
七一〇風を超え九	任意の一匹の帯域幅における平均電力が(1)
四年惠以下	五五デシベル以下の値
九四五mを超え九	任意の一〇〇四の帯域幅における平均電力が
五〇째以下	(一) 五五デシベル以下の値

五八 蝦 以下 九 五 〇 駅 を 超え九	(I) 五四デシベル以下の値任意の ○○ 版の帯域幅における平均電力が
≥	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
九五八mを超え一、	任意の一〇〇凪の帯域幅における平均電力が一
<u>000萬以下</u>	(一) 五人デシベル以下の値
、○○○ 堀を超え	任意の一 <u>島の</u> 帯域幅における平均電力が(I)
1、111 世	四人デシベル以下の値
、二 五帆を超え	住意の一 觇の帯域幅における平均電力が(I)
<u> 一、人人団・五郎以</u>	回七アンベイ以下の値
<u>F</u>	
一、八八四・五瓜を	住意の一 觇の帯域幅における平均電力が(I)
超え一、九一九・六	
MHZ \(\triangle \)	
一、九一九・六風を	住意の一帆の帯域幅における平均電力が(I)
超えるもの	四七デシベル以下の値

16 (器)

(構内無線局の無線設備)

第四十九条の九 構内無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それ ぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 九五二 毗を超え<u>九五六・四 咄</u>以下の周波数の電波を使用するもの イ

 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができ ないこと。
 - 口 (容)

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五二・二配以 上九五六・二畳以下の周波数のうち九五二・二畑又は九五二・一畑 チャネルをいう。へ並びに別表第二号第8及び別表第三号 25 12 に おいて同じ。)を一又は二以上同時に使用するものであること。

バ~~ (器)

||•||| (盎)

瓜以下

五六郎以下 (1) 五四デシベル以下の値 九五六 凪 を超え九 任意の一〇〇 出の帯域幅における平均電力が 五八瓜以下 五五デシベル以下の値 九五八 凪 を超え九 | 任意の一〇〇 凪 の帯域幅における平均電力が 大〇瓜以下 (1) 五人デシベル以下の値 一、○○○ 凪 を超え | 任意の一 凪 の帯域幅における平均電力が(一) るもの(一、八八四・)四七デシベル以下の値 五冊を超え一、九一 九・六畑以下を除 <u>一、八八四・五 凪 を 住意の一 凪 の帯域幅における平均電力が(Ⅰ)</u> 超え一、九一九・六 五五デシベル以下の値

九五〇 凪を超え九 任意の一〇〇 凪の帯域幅における平均電力が

2~2 (零)

(構内無線局の無線設備)

第四十九条の九 構内無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それ ぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 九五二 毗を超え<u>九五四 毗</u>以下の周波数の電波を使用するもの ∠ <u>翻体</u>は、容易に開けることができないこと。

ハ 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五二・二配以 上九五三・八畑以下の周波数のうち九五二・二凪又は九五二・二畑 チャネルをいう。へ並びに別表第二号第8及び別表第三号 3 ⑴に おいて同じ。) を一又は二以上同時に使用するものであること。

バ~ (と) 11・11 (2)

(特定小電力無線局の無線設備)

い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従

一~月 (盤)

- (移動体識別用のものに限る。)大 九五二 呱を超え<u>九五七・六 岷</u>以下の周波数の電波を使用するもの
 - ないこと。 イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができ

口 (器)

と。るもの(同時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)であるこチャネルをいう。〈及び別表第三号 3 ②において同じ。)を使用すに二○○凪の整数倍を加えたものであって、帯域幅が二○○凪の上九五七・四凪 以下の周波数のうち九五二・二凪 又は九五二・二凪、無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五二・二凪以

リ~← (盤)

- (前号に規定するものを除く。)七 九五四 呱を超え<u>九五七・六 呱</u>以下の周波数の電波を使用するもの
 - ないこと。 イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができ

口 (盤)

能な最大チャネル数は、五とする。)であること。チャネルをいう。〈において同じ。)を使用するもの(同時使用可に二〇〇mの整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇mの上九五七・四m以下の周波数のうち九五四・二m又は九五四・二m以、無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五四・二m以

リ~く (器)

- もの(前二号に規定するものを徐く。)人 九五〇・八 때 を超え九五七・六 때 以下の周波数の電波を使用する
 - ないこと。 イ 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができ

口 (器)

(特定小電力無線局の無線設備)

い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。第四十九条の十四 特定小電力無線局の無線設備は、次の各号の区別に従

一~日 (盤)

- 動体識別用のものに限る。) 大 九五二 呱を超え<u>九五五 岷</u>以下の周波数の電波を使用するもの(移
 - ∠ <u>翻体は、容易に開けることができないこと。</u>

口 (器)

と。るもの(同時使用可能な最大チャネル数は、三とする。)であるこチャネルをいう。〈及び別表第三号 弘 ②において同じ。)を使用すに二○○ 觇の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二○○ 姫の上九五四・八 때 以下の周波数のうち九五二・二 ۔ 工 即以八 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五二・二 以以

リ~宀 (盤)

- 号に規定するものを除く。)
 七 九五四 呱を超え<u>九五五 呱</u>以下の周波数の電波を使用するもの(前
 - イ <u>簡体</u>は、容易に開けることができないこと。

口 (器)

能な最大チャネル数は、三とする。)であること。チャネルをいう。〈において同じ。)を使用するもの(同時使用可に二○○ 畑の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二○○ 凪の上九五四・八 凪 以下の周波数のうち九五四・二 凪 又は九五四・二 凪以、無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五四・二 凪以

リ~く (と)

- | 二号に規定するものを徐く。) | 人 | 九五〇〜| | を超え九五六〜| 以下の周波数の電波を使用するもの(前

口 (盤)

時使用可能な最大チャネル数は、五とする。)であること。をいう。へ及び別表第三号 跖において同じ。)を使用するもの(同凪の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二〇〇 凪のチャネル大五七・四凪 以下の周波数のうち九五一 凪 又は九五一 凪 に二〇〇八 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五一 凪以上

リ~〈 (と)

九~十三 (略)

第七節 簡易無線局の無線設備

(簡易無線局の無線設備)

に掲げる条件に適合するものでなければならない。第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれ

」~□ (容)

五 九五〇 此帯の周波数の電波を使用するもの

- ないこと。 | 空中線系を除く高周波部及び変調部は、容易に開けることができ
- 低下分を送信空中線の利得で捕うことができるものとする。 ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、そのし、等価等方輻射電力が絶対利得ニデシベルの送信空中線に二五○

 □ 送信空中線は、その絶対利得がニデシベル以下であること。ただ
- おいて同じ。)を一又は二以上同時に使用するものであること。 チャネルをいう。〈並びに別表第二号第53 及び別表第三号 30 ほに二○○四の整数倍を加えたものであつて、帯域幅が二○○四の上九五六・二四 以下の周波数のうち九五二・二四 又は九五二・二四八 無線チャネルは、単位チャネル(中心周波数が、九五二・二四以
- 置及びキャリアセンスを備え付けていること。

 「一総務大臣が別に告示する技術的条件に適合する送信時間制限装
- をつデシベルとする。〈において同じ。)以下であること。 ボ 無線チャネルの両端における電力は、四デシベル(一ミリワット
- ★ヤネル隔えい電力は、(I) 五デシベル以下であること。(I) 無線チャネルに隣接する単位チャネルにおける送信装置の隣接
- ト 広答のための装置からの電波を受信できること。

ハ~く (器)

九~十三 (路)

第七節 簡易無線局の無線設備

(簡易無線局の無線設備)

に掲げる条件に適合するものでなければならない。第五十四条 簡易無線局の無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれ

→□ (盤)

大 五〇 地帯の周波数の電波を使用するもの(略)

別表第一号(第5条関係)

(表略)

1~33 (略)

- 34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。
 - (1) 952MHz を超え <u>956.4MHz</u> 以下又は 2,425MHz を超え 2,475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備
 - (2) 312MHz を超え 315. 25MHz 以下、402MHz を超え 405MHz 以下、433. 67MHz を超え 434. 17MHz 以下、952MHz を超え 957. 6MHz 以下(移動体識別用に限る。)、2,400MHz 以上 2,483MHz 以下、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下、24.05GHz を超え 24.25GHz 以下、59GHz を超え 66GHz 以下又は 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備
 - (3) 超広帯域無線システムの無線局の無線設備
 - (4) 952MHz を超え 956. 4MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無 線局の無線設備

 $35\sim50$ (略)

別表第二号(第6条関係)

第1~第7 (略)

- 第8 952MHz を超え 956.4MHz 以下、1,215MHz を超え 1,260MHz 以下又は2,425MHz を超え2,475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - 1 952MHz を超え <u>956.4MHz</u>以下の周波数の電波を使用する無線設備 200n kHz

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの 数とする。 五 五○ 地帯の周波数の電波を使用するもの(略)

別表第一号(第5条関係)

(表略)

1~33 (略)

- 34 次に掲げる無線設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、指定周波数帯とすることができる。この場合において、当該無線設備に指定する周波数の指定周波数帯は、総務大臣が別に告示する。
 - (1) 952MHz を超え <u>954MHz</u> 以下又は 2,425MHz を超え 2,475MHz 以下 の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備
 - (2) 312MHz を超え 315. 25MHz 以下、402MHz を超え 405MHz 以下、433. 67MHz を超え 434. 17MHz 以下、952MHz を超え 955MHz 以下(移動体識別用に限る。)、2, 400MHz 以上 2, 483MHz 以下、10. 5GHz を超え 10. 55GHz 以下、24. 05GHz を超え 24. 25GHz 以下、59GHz を超え 66GHz 以下又は 76GHz を超え 77GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備
 - (3) 超広帯域無線システムの無線局の無線設備

35~50 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1~第7 (略)

- 第8 952MHz を超え 954MHz 以下、1,215MHz を超え 1,260MHz 以下又は 2,425MHz を超え 2,475MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - 1 952MHz を超え <u>954MHz</u>以下の周波数の電波を使用する無線設備 200n kHz
 - 注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの 数とする。

2 • 3 (略)

第9~第54 (略)

第55 952MHz を超え 956. 4MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、200n kHz とする。

<u>注</u> <u>nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数</u>とする。

別表第三号(第7条関係)

 $1 \sim 21$ (略)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215 MHz を超え 1,260MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHz を超え 1,260MHz 以下(312MHz を超え 315.25MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下及び 950.8MHz を超え 957.6MHz 以下を除く。)、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下又は 24.05GHz を超え 24.25GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び 18 に規定する値にかかわらず、その平均電力が 2.5μ W以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 及び 18 に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 (略)

- 24 952MHz を超え956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局 又は簡易無線局及び952MHz を超え957.6MHz 以下の周波数の電波を使 用する移動体識別用の特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強 度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 952MHz を超え956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無 線局

周波数帯 不要発射の強度の許容値

2 · 3 (略) 第 9 ~ 第 54 (略)

別表第三号(第7条関係)

 $1 \sim 21$ (略)

22 特定ラジオマイクの陸上移動局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、コードレス電話の無線局、1,215MHz を超え 1,260MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局、73.6MHz を超え 1,260MHz 以下 (312MHz を超え 315.25MHz 以下、433.67MHz を超え 434.17MHz 以下及び 950MHz を超え 956MHz 以下を除く。)、10.5GHz を超え 10.55GHz 以下又は 24.05GHz を超え 24.25GHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局、小電力セキュリティシステムの無線局及び道路交通情報通信を行う無線局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)及び 18 に規定する値にかかわらず、その平均電力が $2.5\,\mu$ W以下である値とする。ただし、特定小電力無線局のうち総務大臣が別に告示するもののスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、2 及び 18 に規定する値にかかわらず、当該告示に定める値とする。

23 (略)

- 24 952MHz を超え954MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線局及 び952MHz を超え955MHz 以下の周波数の電波を使用する移動体識別用 の特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2 に規 定する値にかかわらず、次のとおりとする。
 - (1) 952MHz を超え954MHz 以下の周波数の電波を使用する構内無線 局

周波数帯 不要発射の強度の許容値

715MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均
	<u>電力が-36dB(1mWを0dBとする。</u>
	以下この表並びに(2)及び(3)の表に
	おいて同じ。)以下の値
715MHz を超え 945MHz 以下	任意の1MHz の帯域幅における平均
	電力が-61dB以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の100kHzの帯域幅における平均
	電力が-61dB以下の値
950MHz を超え 952MHz 以下	任意の100kHzの帯域幅における平均
	電力が-39dB以下の値
952MHz を超え 956.4MHz 以	任意の100kHzの帯域幅における平均
下 (無線チャネルの中心周	電力が-29dB以下の値
波数からの離調が 200+	
100(n − 1)kHz 以下を除	
く。) (注)	
956.4MHz を超え 958MHz 以	任意の100kHzの帯域幅における平均
下	電力が-39dB以下の値
958MHz を超え 1,000MHz 以	任意の 100kHz の帯域幅における平均
<u>T</u>	電力が-61dB以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz	任意の1MHz の帯域幅における平均
以下	電力が-51dB以下の値
 1,215MHz を超え	任意の1MHzの帯域幅における平均
1,884.5MHz 以下	<u>電力が-30dB以下の値</u>
<u>1,884.5MHz を超え</u>	任意の1MHz の帯域幅における平均
<u>1,919.6MHz 以下</u>	<u>電力が-61dB以下の値</u>
1,919.6MHz を超えるもの	任意の1MHz の帯域幅における平均
	電力が-30dB以下の値
い かに か何がイ・ム	2.1.1 マ目吐に仕口上て当上す。 シュノ

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの 数とする。

1,000MHz 以下(715MHz を 超え 960MHz 以下を除く。)	<u>任意の 100kHz の帯域幅における平</u> 均電力が-36 デシベル (1ミリワッ
	<u>トを○デシベルとする。以下この表</u> において同じ。) 以下の値
715MHz を超え 945MHz 以下	<u>任意の1 MHz</u> の帯域幅における平均 電力が-61 デシベル以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	<u>任意の 100kHz の帯域幅における平</u>
950MHz を超え 952MHz 以下	<u> 均電力が-61 デシベル以下の値</u> <u>任意の 100kHz の帯域幅における平</u>
952MHz を超え 954MHz 以下	<u> 均電力が-39 デシベル以下の値</u> 任意の 100kHz の帯域幅における平
(無線チャネルの中心周	均電力が-29 デシベル以下の値
<u>波数からの離調が 200+</u> 100(n-1)kHz 以下を除	
<u>く。)(注)</u>	ガ辛の 100LUL の世材何にわけて亚
954MHz を超え 956MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平 均電力が-39 デシベル以下の値
956MHz を超え 960MHz 以下	<u>任意の 100kHz の帯域幅における平</u> 均電力が-61 デシベル以下の値
1,000MHz を超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均
<u>(1,884.5MHz を超え</u> 1,919.6MHz 以下を除く。)	電力が-30 デシベル以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均 電力が-61 デシベル以下の値
1, 515. UMIIZ LA [1	<u>电力が、01 / フェバルが ロル</u>

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの 数とする。

^{(2) &}lt;u>952MHz を超え957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小</u>電力無線局

^{(2) 952}MHz を超え 955MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力 無線局

周波数帯	不要発射の強度の許容値
715MHz 以下	任意の100kHzの帯域幅における平均
	電力が-36dB 以下の値
<u>715MHz を超え 945MHz 以下</u>	任意の1MHz の帯域幅における平均
	電力が-61dB以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均
	電力が-61dB 以下の値
950MHz を超え 958MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均
(無線チャネルの中心周波	電力が-39dB 以下の値
数からの離調が 200+100	
<u>(n − 1)kHz 以下を除く。)</u>	
<u>(注)</u>	
958MHz を超え 1,000MHz 以	任意の 100kHz の帯域幅における平均
<u>下</u>	電力が-58dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz	任意の1MHzの帯域幅における平均
<u>以下</u>	電力が-48dB 以下の値
1,215MHz を超え	任意の1MHzの帯域幅における平均
1,884.5MHz 以下	電力が-30dB 以下の値
<u>1,884.5MHz を超え</u>	任意の1MHz の帯域幅における平均
<u>1,919.6MHz 以下</u>	電力が-61dB以下の値
1,919.6MHz を超えるもの	任意の1MHz の帯域幅における平均
	電力が-30dB 以下の値

- 注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。
- (3) 952MHz を超え956.4MHz 以下の周波数の電波を使用する簡易無 線局

周 波 数 帯	不要発射の強度の許容値
715MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均
	電力が-36dB以下の値

<u>周 波 数 帯</u>	不要発射の強度の許容値
1,000MHz 以下(715MHz を超 え 960MHz 以下を除く。)	任意の 100kHz の帯域幅における平 均電力が-36 デジベル (1ミリワットを○デシベルとする。以下この表 において同じ。) 以下の値
715MHz を超え 945MHz 以下	任意の 1 MHz の帯域幅における平均 電力が - 61 デシベル以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	<u>任意の 100kHz の帯域幅における平</u> <u>均電力が-61 デシベル以下の値</u>
950MHz を超え 956MHz 以下 (無線チャネルの中心周波 数からの離調が 200+100(n -1)kHz 以下を除く。)(注)	<u>任意の 100kHz の帯域幅における平</u> <u>均電力が-39 デシベル以下の値</u>
956MHz を超え 960MHz 以下	<u>任意の 100kHz の帯域幅における平</u> 均電力が-61 デシベル以下の値
1,000MHz を超えるもの (1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下を除く。)	任意の1MHzの帯域幅における平均 電力が-30デシベル以下の値
1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	任意の1 MHz の帯域幅における平均 電力が-61 デシベル以下の値

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数 とする。

715MHz を超え 945MHz 以下	任意の1MHz の帯域幅における平均
	電力が-61dB以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均
	電力が-61dB以下の値
950MHz を超え 952MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平均
	電力が-39dB以下の値
952MHz を超え 956.4MHz 以	任意の 100kHz の帯域幅における平均
下 (無線チャネルの中心周	<u>電力が-29dB 以下の値</u>
波数からの離調が 200+	
<u>100(n − 1)kHz 以下を除</u>	
く。) (注)	
956.4MHz を超え 958MHz 以	任意の 100kHz の帯域幅における平均
<u>下</u>	電力が-39dB以下の値
958MHz を超え 1,000MHz 以	任意の 100kHz の帯域幅における平均
<u>下</u>	電力が-58dB以下の値
<u>1,000MHz を超え 1,215MHz</u>	任意の1MHz の帯域幅における平均
<u>以下</u>	<u>電力が-48dB以下の値</u>
<u>1,215MHz を超え</u>	任意の1MHz の帯域幅における平均
<u>1,884.5MHz 以下</u>	電力が-30dB以下の値
<u>1,884.5MHz を超え</u>	任意の1MHz の帯域幅における平均
<u>1,919.6MHz 以下</u>	電力が-61dB以下の値
1,919.6MHz を超えるもの	任意の1MHz の帯域幅における平均
	<u>電力が-30dB以下の値</u>

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数 とする。

25 950.8MHz を超え957.6MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備(24(2)に掲げるものを除く。)の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周 波 数 帯	不要発射の強度の許容値	
710MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平	
	均電力が-36dB (1mWを0dB とす	

25 950MHz を超え956MHz 以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の送信設備(24に規定するものを除く。)の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周 波 数 帯	不要発射の強度の許容値
1,000MHz 以下 (710MHz を超え	<u>任意の 100kHz の帯域幅における平</u>
960MHz 以下を除く。)	均電力が-36 デシベル (1ミリワッ

	I
	る。以下この表において同じ。)以
	<u>下の値</u>
710MHz を超え 945MHz 以下	任意の1MHzの帯域幅における平均
	電力が-55dB 以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平
	均電力が-55dB以下の値
950MHz を超え 958MHz 以下(無	任意の 100kHz の帯域幅における平
線チャネルの中心周波数から	均電力が-39dB以下の値
の離調が 200+100 (n — 1) kHz	
以下を除く。)(注)	
958MHz を超え 1,000MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平
	均電力が-58dB以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以	_
	<u>均電力が-58dB以下の値</u>
1,000MHz を超え 1,215MHz 以	均電力が-58dB以下の値 任意の1MHzの帯域幅における平均
1,000MHz を超え 1,215MHz 以 下	<u> 均電力が-58dB 以下の値</u> 任意の 1 MHz の帯域幅における平均 電力が-48dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以 下 1,215MHz を超え 1,884.5MHz	均電力が-58dB 以下の値任意の1 MHz の帯域幅における平均 電力が-48dB 以下の値任意の1 MHz の帯域幅における平均
1,000MHz を超え 1,215MHz 以下 1,215MHz を超え 1,884.5MHz 以下	<u>均電力が-58dB 以下の値</u> 任意の 1 MHz の帯域幅における平均 電力が-48dB 以下の値 任意の 1 MHz の帯域幅における平均 重力が-30dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以 下 1,215MHz を超え 1,884.5MHz 以下 1,884.5MHz を超え	均電力が-58dB 以下の値任意の1 MHz の帯域幅における平均電力が-48dB 以下の値任意の1 MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値任意の1 MHz の帯域幅における平均電力が-30dB 以下の値
1,000MHz を超え 1,215MHz 以 下 1,215MHz を超え 1,884.5MHz 以下 1,884.5MHz を超え 1,919.6MHz 以下	均電力が-58dB 以下の値 任意の 1 MHz の帯域幅における平均 電力が-48dB 以下の値 任意の 1 MHz の帯域幅における平均 電力が-30dB 以下の値 任意の 1 MHz の帯域幅における平均 電力が-55dB 以下の値

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数 とする。

 $26\sim47$ (略)

	-
	トを0デシベルとする。以下この表
	において同じ。)以下の値
710MHz を超え 945MHz 以下	任意の1MHzの帯域幅における平均
	電力が-55デシベル以下の値
945MHz を超え 950MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平
	均電力が-55 デシベル以下の値
950MHz を超え 956MHz 以下(無	任意の 100kHz の帯域幅における平
線チャネルの中心周波数から	均電力が-39 デシベル以下の値
の離調が 200+100 (n−1) kHz 以	
下を除く。) (注)	
956MHz を超え 958MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平
	均電力が-55 デシベル以下の値
958MHz を超え 960MHz 以下	任意の 100kHz の帯域幅における平
	均電力が-58 デシベル以下の値
1,000MHz を超えるもの	任意の1MHzの帯域幅における平均
(1,884.5MHz を超え	電力が-30 デシベル以下の値
1,919.6MHz 以下を除く。)	_
1,884.5MHz を超え	任意の1MHzの帯域幅における平均
1,919.6MHz 以下	電力が-55 デシベル以下の値

注 nは、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数 <u>とする。</u> 26~47 (略)

宝 宝

(桶行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(凝過措置)

- 例によることができる。使用する構内無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則(以下、「新規則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許又は登録(以下「免許等」という。)を受けている九五二 呱を超え九五四 呱 以下の周波数の電波を
- を準用する。 備の工事設計の変更の許可をすることができる。この場合において、当該免許等又は許可を受けた無線局の無線設備の条件については、前項の規定周波数の電波を使用する構内無線局については、この省令による改正前の設備規則の条件に適合する無線設備を使用する無線局の免許等又は無線設3 総務大臣は、この省令の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に限り、新規則の規定にかかわらず、九五二 呱を超え九五四 呱以下の
- に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」という。)の効力については、この省令の施行後においてもなお有効とする。波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る法第三十八条の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項4 この省令の施行の際現に受けている九五二呱を超え九五四呱以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五○呱を超え九五六呱以下の周
- 合証明等の効力については、前頃の規定を準用する。 月三十一日までの間は、これを行うことができる。この場合において、技術基準適合証明等の審査はなお従前の例によるものとし、当該技術基準適五六 眦以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めは、この省令の施行の日から平成二十五年三5 この省令による改正前の設備規則の条件に適合する九五二 眦を超え九五四 眦以下の周波数の電波を使用する構内無線局又は九五〇 毗を超え九